

秋田県漁業調整規則第37条（内水面抜粋）

水産動物	禁止期間	禁止区域
あゆ	3月1日から6月30日まで	内水面全域
	9月15日から10月15日まで	由利本荘市鮎川地先の鮎川と子吉川合流点の標木から子吉川の上流300メートル、下流1,500メートルまでの間の区域
		能代市二ツ井町地先の米代川と藤琴川の合流点の標木から藤琴川の上流2,000メートルまでの間の区域
		大館市米代頭首工上流端から下流の扇田橋上流端までの間の区域
		大館市早口橋下流端から下流の早口橋と米代川の合流点までの間の区域
いわな（全長15センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面全域
いわな（全長15センチメートルを越えるものに限る。）	9月21日から翌年3月20日まで	内水面全域
うなぎ（全長30センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面全域
こい（全長15センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面全域
さくらます（やまめ（さくらますのうちふ出後引き続き内水面（十和田湖を除く。）に生息する期間におけるものをいう。以下同じ。）を含むこの号に限る）（全長15センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面全域
さくらます（全長15センチメートルを越えるものに限る。）	1月1日から3月31日まで及び9月1日から10月31日まで	内水面（十和田湖を除く。）全域
	3月1日から5月31日まで及び9月1日から10月31日まで	十和田湖
さけ（全長20センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面全域
さけ（全長20センチメートルを越えるものに限る。）	周年	内水面全域
にじます（全長15センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面全域
ひめます（全長15センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面全域
やまめ（全長15センチメートルを越えるものに限る。）	9月1日から翌年3月20日まで	内水面全域